

議案第41号関連資料

水道料金の基本料金の免除について

物価高騰の影響を受けた市民の暮らしと事業者を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金を4か月分免除しようとするものです。

1 内容

- (1) 対象者：約15万世帯（全水道使用者）
- (2) 期間：令和8年2月使用分（4月請求分）から4か月分
- (3) 減免額：1世帯当たり3,828円（一般家庭の基本料金957円×4か月分）

なお、水道メーター口径毎の減免額は、次のとおりです。

水道メーター口径	減免額（4か月分）	1か月の基本料金
25ミリ以下	3,828円	957円
40ミリ	17,908円	4,477円
50ミリ	37,620円	9,405円
75ミリ	69,828円	17,457円
100ミリ	109,692円	27,423円
150ミリ	232,936円	58,234円

2 予算額

水道基本料金減免	541,000千円
事務費（システム改修費等）	32,140千円
合計	573,140千円

※全額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象

3 その他

申込手続は不要で、水道料金の請求時に減額計算します。